

背景

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、高齢者や障害者等の優先度の高い災害時要援護者の個別避難計画を概ね5年程度で作成することが、自治体の努力義務とされたことを踏まえ、本市においても災害時要援護者の個別避難計画を円滑に作成していくため、福祉・介護等の分野から新たな防災会議委員を登用する。

対応

- 仙台市防災会議条例第3条第5項第6号(公共的団体)、10号(学識経験者等)に位置付けられる機関等について、新たな防災会議委員の登用を検討する。
- 登用に当たっては、本市の「男女共同参画せんだいプラン2021」において女性委員の割合を40%以上とすることを目標としていることを考慮する。

◇今後の流れ

- 令和5年9月から 委員候補者の選定、委嘱手続き
- 令和6年3月(予定) 仙台市防災会議委員として防災会議に参加